

○上野原市都市計画審議会条例

平成17年2月13日

条例第164号

改正 平成25年6月21日条例第17号

平成29年6月28日条例第17号

(設置)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するため、上野原市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について、市が提出する意見に関すること。
- (3) 市が定める景観計画に関すること。
- (4) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 12人以内
- (2) 市議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関若しくは山梨県の職員又は市民 5人以内

2 前項第1号につき任命される委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に次の役員を置き、それぞれ委員の互選により定める。

ただし、会長については、識見を有する者につき任命された委員のうちから選出するものとする。

(1) 会長 1人

(2) 職務代理者 1人

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、職務代理者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成17年2月13日から施行する。

附 則 (平成25年6月21日条例第17号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。